

横浜市と昭和女子大学が 保育・幼児教育の質の向上 及び 大学の研究教育の充実・発展 に関する協定を締結しました！

横浜市は、これまでの待機児童対策とあわせて、保育・教育の質の向上のために研修の充実を図る中、令和2年3月に市内の全ての保育者が共有する保育・教育の方向性を示した「よこはま☆保育・教育宣言」を策定しました。また、安定した施設運営を行うために、施設長の人材育成にも取り組んできました。

昭和女子大学では、これまでグローバルな時代を生きる子どもたちを育てる教育的実践力の高い幼稚園教諭、保育士を養成するための学科を設けており、キャンパス内の認定こども園に加え、様々な保育・教育施設で体験学習も行ってきました。令和3年4月に、保育・福祉施設等の専門的な経営人材を育成する「福祉共創マネジメントコース」を全国で初めて開設します。

このコース創設を機に、横浜市と昭和女子大学は、横浜市における保育・幼児教育の質の向上と、昭和女子大学の研究教育の充実・発展と社会人のステップアップの応援を目的として、本日、協定を締結しました。

連携・協働の項目

保育所等における組織マネジメントの向上 に関すること

保育・教育分野における経営人材の育成 に関すること

協定締結に基づく今後の具体的な取組

● 「福祉共創マネジメントコース」への職員の派遣

市立保育園長等を派遣し、今後社会に必要とされる新しい保育施設経営・組織マネジメントに関する知見などを市の保育施策に還元し、より良い保育・教育を実現していきます。

● 研修等への講師の派遣

横浜市が実施する研修等に講師を派遣していただき、社会保障政策論や組織マネジメント論のような、大学の専門性を活かした質の高い研修により、保育所職員等の人材育成を行います。

● 合同調査研究の実施

保育制度・政策について横浜市と大学教員による合同調査研究の実施を目指します。

● 政策提言の実施

保育制度の改善に関わる政策分析等を共に行い、国に対して政策提言を行うことを目指します。

裏面あり

福祉共創マネジメントコースについて (概要)

- (目的) 保育・福祉施設のマネジメントを担う、保育・福祉分野に特化した専門的な経営人材の育成
- (概要) 2021年4月 大学院福祉社会研究専攻に設置する社会人対象の1年制コース(男女共学)です。主に施設経営者、保育士、経営に携わる実務者、行政担当者を募集します。社会人が働きながら学べるように単位数に応じた学費設定(単位従量制)、平日夜間・土曜日中心の授業実施、オンライン授業との併用が可能です。
- (科目) 社会保障政策論、組織マネジメント論、リーダーシップ論、人材育成とキャリア論、労働とジェンダー 他
- (学位) 修士(福祉社会実践学)
- (定員) 50名 ※福祉社会研究専攻(福祉共創マネジメントコース、消費者志向経営コース、2年制コースの合計)
- (設置) 令和3年4月

昭和女子大学について (概要)

- (所在地) 東京都世田谷区太子堂1-7-57
- (理事長・総長) 坂東 眞理子
- (大学学部) 6学部14学科
- (大学院) 2研究科11専攻(博士前期・修士課程、博士後期課程) <男女共学>
- (学生数) 大学 6,098人/大学院 74人(令和2年5月1日現在)
- (教育目標) 創立100周年を迎え、建学の精神や理念に基づき、グローバル社会で主体的に役割を担える女性の育成を目的に、教養と専門知識を身につけ社会に貢献する力、主体性を持って挑戦し最後までやり抜く力、自らに誇りを持ち多様な人々と協働する力を高めることを教育目標としています。

よこはま☆保育・教育宣言 ～ 乳幼児の心もちを大切に ～ (概要)

本宣言は、1,000を超える多様な保育・教育施設がある横浜で、保育の質の向上に向け、全ての保育者が、何を大切にして乳幼児期の子どもたちと日々関わるかの基本になるものとして策定しました。

全ての保育者が、この宣言を理解して日々の保育で実践することで、子どものよさや可能性に気づき、家庭や地域の皆様と子どもの姿を共有することや、保育の振り返りに活用します。

本宣言は、全ての保育者が園内での振り返りや園内研修で活用できるよう、冊子を35,000部作成し、市内の保育・教育施設に配付しました。



お問合せ先

<協定全般に関すること>

こども青少年局保育・教育人材課長 甘粕 亜矢 Tel 045-671-2706

<市立保育園長の派遣に関すること>

こども青少年局保育・教育運営課長 小田 繁治 Tel 045-671-2365

横浜市と昭和女子大学による
保育・幼児教育の質の向上及び大学の研究教育の充実・発展に関する協定書

横浜市（以下「甲」という。）と昭和女子大学（以下、「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の信頼関係に基づく密接な連携・協働の下に、次条に掲げる事項に取り組むことにより、横浜市における保育・幼児教育の質の向上及び大学の研究教育の充実・発展を促進することを目的とする。

（連携・協働の事項）

第2条 甲と乙は、本協定に基づき、次の事項について連携・協働を推進するものとする。

- （1）保育所等における組織マネジメントの向上に関する事
- （2）保育・教育分野における経営人材の育成に関する事
- （3）その他、本協定の目的を達成するために必要と認める事項

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲と乙いずれか一方の文書による連携の終了または変更の申し出がない場合には、同一条件により1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(協議)

第5条 本協定を実施するために必要な事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定書は、2通作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年11月20日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市

横浜市長 林 文子

乙 東京都世田谷区太子堂1丁目7番57号

学校法人 昭和女子大学

理事長・総長 坂東 眞理子